

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成22年3月4日(2010.3.4)

【公表番号】特表2009-523718(P2009-523718A)
 【公表日】平成21年6月25日(2009.6.25)
 【年通号数】公開・登録公報2009-025
 【出願番号】特願2008-549927(P2008-549927)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 8/31 (2006.01)
 A 6 1 K 8/34 (2006.01)
 A 6 1 K 8/46 (2006.01)
 A 6 1 Q 9/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/31
 A 6 1 K 8/34
 A 6 1 K 8/46
 A 6 1 Q 9/04

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月15日(2010.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

連続水相中における疎水性粒子のエマルジョンである脱毛用組成物であって、水相が脱毛剤を含み、疎水性粒子が脂肪アルコールとヘキサデセンコポリマーを含む、前記組成物。

【請求項2】

ヘキサデセンが、4,000～13,000の分子量を有するVP/ヘキサデセンコポリマーである、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

ヘキサデセンが、6,500～8,500質量単位の分子量を有するVP/ヘキサデセンコポリマーである、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

VP/ヘキサデセンコポリマーが、構造 $(C_{22}H_{41}NO)_x$ を有するポリマーである、請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

3～20質量%の脂肪アルコールと0.2～5質量%の油ゲル化剤を含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

脂肪アルコールが、8～22の炭素原子を含むアルキル鎖を有する、請求項1～5のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項7】

脱毛剤が、スルフヒドリル化合物である、請求項1～6のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項8】

脱毛剤の同等の酸型として表される、1～8質量%の脱毛剤を含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項9】

請求項1～7のいずれか1項に記載の組成物の調製方法であって、

- a) 脂肪アルコール、乳化剤及び油ゲル化剤を、60 以上の温度で溶融相と一緒に混和する工程、
 - b) 溶融相を水相に乳化し、それにより、分散された疎水性粒子を含むエマルジョンが形成される工程であって、乳化前の水相の温度が50 以上である、前記工程、
 - c) エマルジョンを40 以下の温度に冷却する工程、
 - d) 脱毛剤をエマルジョンに分散させる工程
- を含む、前記方法。

【請求項10】

ヒト皮膚から除毛する方法であって、

- i) 不必要な毛がある皮膚に、請求項1～5のいずれか1項に記載の組成物を塗布する工程、
 - ii) 前記組成物を所定の時間皮膚に接触させておく工程、
 - iii) 前記組成物と分解させた毛を除去する工程
- を含む、前記方法。

【請求項11】

塗布ツールと除去ツールが、組合わせたツールの二つの異なる側面として一緒に結合されている、請求項9に記載の方法。

【請求項12】

組合わせたツールが、グローブ、ミット又は親指のないミットである、請求項10に記載の方法。

【請求項13】

湿潤環境において毛のケラチンを分解させるための請求項1～7のいずれか1項に記載の組成物の使用。

【請求項14】

脱毛用組成物を塗布するために配置された第一側面と脱毛用組成物を除去するために配置された第二側面を有する脱毛ツールであって、第一側面と第二側面が、実質的に異なるきめ及び/又は色を呈している、前記ツール。

【請求項15】

第一側面及び/又は第二側面が、気泡材料を有する、請求項14に記載のツール。

【請求項16】

気泡材料が、天然のスポンジ又は合成のスポンジである、請求項15に記載のツール。

【請求項17】

第二側面が、第一側面より粗いか又は研磨性であり、それにより、分解された毛と共に脱毛クリームの除去を援助する、請求項14～16のいずれか1項に記載のツール。